

あやせ工場オープンファクトリー補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、あやせ工場オープンファクトリー（以下「補助事業」という。）に要する経費の一部を補助することについて、綾瀬市補助金等に係る予算の執行に関する規則（昭和51年綾瀬町規則第15号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助対象者は、補助事業を主催する実行委員会（以下「実行委員会」という。）とする。

2 実行委員会を構成する法人が綾瀬市暴力団排除条例（平成23年綾瀬市条例第9号）第2条第5号に規定する暴力団経営支配法人等である場合は、補助対象者としてしない。

(補助対象事業)

第3条 補助対象事業は、次の各号のいずれの要件も満たすものとする。

- (1) 市内で開催され、ものづくり及び製造業で働くことの魅力を広く周知する事業であること。
- (2) 飲食物等を提供する場合は、再利用可能な食器等（以下「リユース食器」という。）を利用し、プラスチックごみの削減等及び参加者への意識醸成を行う環境配慮型の事業であること。
- (3) 平成27年に国連サミットで採択された「Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）」（以下「SDGs」という。）を実行委員会が自ら取り組み、その取り組みを周知し、参加者の意識醸成を行う事業であること。

(補助対象経費等)

第4条 補助の対象となる経費、補助率及び補助金額は、別表のとおりとする。

(補助金額)

第5条 補助金の額は、前条の規定により算出した額に基づき、予算の範囲内で定める。

2 前項の規定により定めた額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(交付申請)

第6条 実行委員会は、規則第4条の規定により補助金の交付を申請するときは、あ

やせ工場オープンファクトリー補助金交付申請書（第1号様式）に、事業説明書（第2号様式）、団体名簿（第3号様式）及び補助対象経費に係る見積書を添えて市長に提出しなければならない。

（交付決定）

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、交付の可否及び交付する額を決定し、あやせ工場オープンファクトリー補助金交付（不交付）決定通知書（第4号様式）により実行委員会に通知するものとする。

2 前項の規定による決定通知の日前に契約した経費については、補助対象としない。ただし、決定の日前にやむを得ず補助事業に着手することが必要な場合で、事前着手届（第5号様式）を市長に提出し、その承認を得たときは、当該承認を得た日以後の経費について補助対象とすることができる。

（変更等の申請）

第8条 実行委員会は、前条の規定により決定された補助事業の内容の変更又は補助事業の中止の承認を受けようとするときは、あらかじめあやせ工場オープンファクトリー補助金変更交付（中止）申請書（第6号様式）により市長の承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、あやせ工場オープンファクトリー補助金変更交付決定（中止承認）通知書（第7号様式）により実行委員会に通知するものとする。

（補助金の請求）

第9条 実行委員会は、補助金の交付を受けようとするときは、あやせ工場オープンファクトリー補助金請求書（第8号様式）を市長に提出しなければならない。

（補助金の交付）

第10条 市長は、前条に規定する請求書を収受した日から起算して30日以内に補助金を実行委員会に支払うものとする。

（実績報告）

第11条 実行委員会は、規則第12条の規定により、事業完了の日から起算して30日以内にあやせ工場オープンファクトリー補助金実績報告書（第9号様式）に係る書類を添えて市長に提出しなければならない。

（交付決定の取消し）

第12条 市長は、実行委員会が次のいずれかに該当するときは、交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。この場合において、市長は、期限を定めて、既

に交付した補助金の全部又は一部を実行委員会に返還させるものとする。

- (1) 偽りその他不正の手段により、補助金の交付決定を受けたとき。
- (2) 補助金を事業の目的外のことに使用したとき。
- (3) 天災地変その他補助金の交付の決定後生じた事情の変更により、補助事業等の全部又は一部を継続する必要がなくなったとき。
- (4) 補助事業者等が、その責めに帰すべき事情によらないで、補助事業等を遂行することができなくなったとき。
- (5) その他不正な行為があったとき。

2 市長は、前項の規定により、交付決定を取消したときは、あやせ工場オープンファクトリー補助金交付決定取消通知書（第10号様式）により、実行委員会に通知するものとする。

（委任）

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和元年5月28日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年12月25日から施行する。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正前の様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

(別表)

	科目	内容	補助率
補助 対象 経 費	会場等使用料	会場の借上料、会場設営・撤去費用、机・イス・照明・発電機・テント等の使用料又は賃借料	経費の3分の2以内。
	印刷製本費	チラシ、ポスター、パンフレット、説明パネル等の作成費用	
	広告費	情報誌・WEB媒体等掲載手数料、記録書、スライド、ビデオ等	
	通信運搬費	会場への来客者運搬のバス借上料及び通信に係る費用	
	保険料	イベント運営に係る保険料	
	原材料費	体験に係る原材料費等	
	警備費	会場及び駐車場の交通整備及び警備費	
	委託費	実行委員会では対応できない作業等を外部事業者へ委託する費用	
	消耗品費	事業を行うために必要な物品等の購入費	
	その他	市長が特に必要と認める経費	

第 1 号様式（第 6 条関係）

あやせ工場オープンファクトリー補助金交付申請書

年 月 日

（宛先）綾瀬市長

申請者 所 在 地
団 体 名
代表者氏名
電 話 番 号 （ ）
担当者所属・氏名

あやせ工場オープンファクトリー補助金交付要綱第 6 条の規定により、次のとおり
関係書類を添えて、あやせ工場オープンファクトリー補助金の交付を申請します。

総 事 業 費 （補助対象経費）	
申 請 金 額	
添 付 書 類	(1) 事業説明書（第 2 号様式） (2) 団体名簿（第 3 号様式） (3) 見積書

第2号様式（第6条関係）

事業説明書

補助対象事業名			
会 場			
開 催 日	年 月 日 ()		
参 加 企 業 数	社	来場目標人数	人
事 業 の 目 的			
プラスチックごみ削減、SDGsに係る具体的取り組み			
事 業 費 内 訳	会場等使用料		円
	印刷製本費		円
	広告費		円
	通信運搬費		円
	保険料		円
	原材料費		円
	警備費		円
	委託費		円
	消耗品費		円
	その他		円

第3号様式（第6条関係）

団体名簿

団 体 名			
代 表 者			
No.	参 加 企 業 名	代 表 者 氏 名	住 所
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			

※記載した参加企業の代表者が綾瀬市暴力団排除条例（平成23年綾瀬市条例第9号）第2条第2号から第5号に規定する者の該当の有無を神奈川県警察本部長に照会いたします。

第4号様式（第7条関係）

あやせ工場オープンファクトリー補助金交付（不交付）決定通知書

年 月 日

様

綾瀬市長



年 月 日付けで申請のあったあやせ工場オープンファクトリー補助金について、あやせ工場オープンファクトリー補助金交付要綱第7条の規定により、次のとおり決定したので通知します。

1 決定内容

2 交付決定額

3 交付条件等

第5号様式（第7条関係）

事前着手届

年 月 日

（宛先）綾瀬市長

届出者 所在地
団体名
代表者氏名
電話番号（ ）
担当者所属・氏名

年 月 日付けで申請したあやせ工場オープンファクトリー補助金について、事業を円滑に実施するため、交付決定前に着手いたしたく、あやせ工場オープンファクトリー補助金交付要綱第7条第2項の規定により届出します。

交付決定前に 事業の着手が 必要な理由	
---------------------------	--

第6号様式（第8条関係）

あやせ工場オープンファクトリー補助金変更交付（中止）申請書

年 月 日

（宛先）綾瀬市長

申請者 所 在 地
団 体 名
代表者氏名
電 話 番 号 （ ）
担当者所属・氏名

年 月 日付けで決定されたあやせ工場オープンファクトリー補助金について、次のとおり事業内容等の変更（事業の中止）をしたいので、あやせ工場オープンファクトリー補助金交付要綱第8条の規定により申請します。

申 請 区 分	事業内容等の変更 ・ 事業 の 中 止			
変更（中止）内容	(具体的に)			
変更（中止）理由				
変更交付申請額	(変更前)		(変更後)	

第 7 号様式（第 8 条関係）

あやせ工場オープンファクトリー
補助金変更交付決定（中止承認）通知書

年 月 日

様

綾瀬市長 印

年 月 日付けで変更交付（中止）申請のあったあやせ工場オープンファクトリー補助金について、あやせ工場オープンファクトリー補助金交付要綱第 8 条の規定により、次のとおり変更交付決定（中止承認）したので、通知します。

決 定 区 分	事業内容等の変更 ・ 事 業 の 中 止			
決 定 内 容				
変更交付決定額	(変更前)		(変更後)	

第 8 号様式（第 9 条関係）

あやせ工場オープンファクトリー補助金請求書

年 月 日

（宛先）綾瀬市長

請求者 所 在 地
団 体 名
代表者氏名
電 話 番 号 （ ）
担当者所属・氏名

あやせ工場オープンファクトリー補助金交付要綱第 9 条の規定により、 年 月 日に交付の決定を受けたあやせ工場オープンファクトリー補助金を請求します。

請求金額	円
------	---

口 座 振 込 先			
(フリガナ) 口座名義人			
金融機関名		店 名	
預 金 種 別		口 座 番 号	

第 9 号様式（第 1 1 条関係）

あやせ工場オープンファクトリー補助金実績報告書

年 月 日

（宛先）綾瀬市長

申請者 住 所
団 体 名
代表者氏名
電 話 番 号 （ ）
担当者所属・氏名

あやせ工場オープンファクトリー補助金交付要綱第 1 1 条の規定により、次のとおり関係書類を添えて報告します。

補助対象事業名			
会 場			
開 催 日	年 月 日（ ）		
参 加 企 業 数	社	集客人数	人
事業の成果			
プラスチックごみ削減、SDGsに係る 具体的取り組み			
事業費内訳	会場等使用料		円
	印刷製本費		円
	広告費		円
	通信運搬費		円
	保険料		円
	原材料費		円
	警備費		円
	委託費		円
	消耗品費		円
	その他（ ）		円

第10号様式（第12条関係）

あやせ工場オープンファクトリー補助金交付決定取消通知書

年 月 日

様

綾瀬市長



年 月 日付けで決定したあやせ工場オープンファクトリー補助金について、あやせ工場オープンファクトリー補助金交付要綱第12条第2項の規定により、次のとおり交付決定を取り消したので通知します。

取 消 理 由	
---------	--